

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月 7日

秋田県知事 殿

提出者

住 所 秋田県大館市片山字中通 6-2

氏 名 東北ビル管財株式会社  
代表取締役 五十嵐 弘悦

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0186-43-0055

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	東北ビル管財 株式会社
事業場の所在地	秋田県大館市片山字中通 6-2
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	中分類92：その他の事業サービス業
②事業の規模	売上高 2,011,898千円
③従業員数	684人 (2023年4月1日現在)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

(日本工業規格 A列4番)



## (第2面)

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2のとおり

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】 別紙3のとおり		
	産業廃棄物の種類		
		排 出 量	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
		排 出 量	t
(今後実施する予定の取組)			

解体現場における廃棄物の分別。  
可能な限り再資源化する。

## 【目標】

産業廃棄物の種類

排 出 量

t

t

## (今後実施する予定の取組)

受注件数及び現場規模等により排出量が変化するため、  
数量的な排出予定計画を立てる事は難しいが、継続して再資源化の  
増加に資するよう努力する。

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 解体現場で発生する廃棄物分別の徹底。がれき類はコンクリート殻やアスファルト殻。木くずは枝木や伐根等。 金属くずは有価物としてスクラップ業者へ処分。	
	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) これまで同様、現場での適正な分別を徹底し、再資源化率の向上に努める。	
②計画		

(第3面) (第3面) (第3面)

## (第4面) (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

	【前年度（令和4年度）実績】 別紙3のとおり別紙3のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量自ら埋立 処分又は 海洋投入処分を行った	t t
①現状①現状	(これまでに実施した取組) (これまでに実施した取組)	
	解体現場での適正な分別。廃プラスチック類の一部は自社の中間処理施設にて破碎し減容化した後埋立する。他安定型品目についても可能な限り埋立する。	
	解体現場での適正な分別。廃プラスチック類の一部は自社の中間処理施設にて破碎し減容化した後埋立する。他安定型品目についても可能な限り埋立する。	
	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t t
②計画	(今後実施する予定の取組)	
	受注件数及び現場規模等により排出量が変動するため、数量的な予想は困難であるが、継続して適正な分別と埋立、中間処理による減容化を進める。	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

	【前年度（令和4年度）実績】 别紙3のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t t
	再生利用業者への 処理委託量	t t
①現状	認定熱回収業者への 処理委託量	t t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t t
	(これまでに実施した取組)	
	自社で処理・処分できない廃棄物について、優良業者及び再生利用業者へ優先的に委託する。 処理業者との確実な契約書の締結。	

【目標】		
産業廃棄物の種類		
全処理委託量	t	t
優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
再生利用業者への 処理委託量	t	t
認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)  ②計画	継続して、優先的に優良認定処理業者及び再生利用業者へ委託する。	
※事務処理欄		

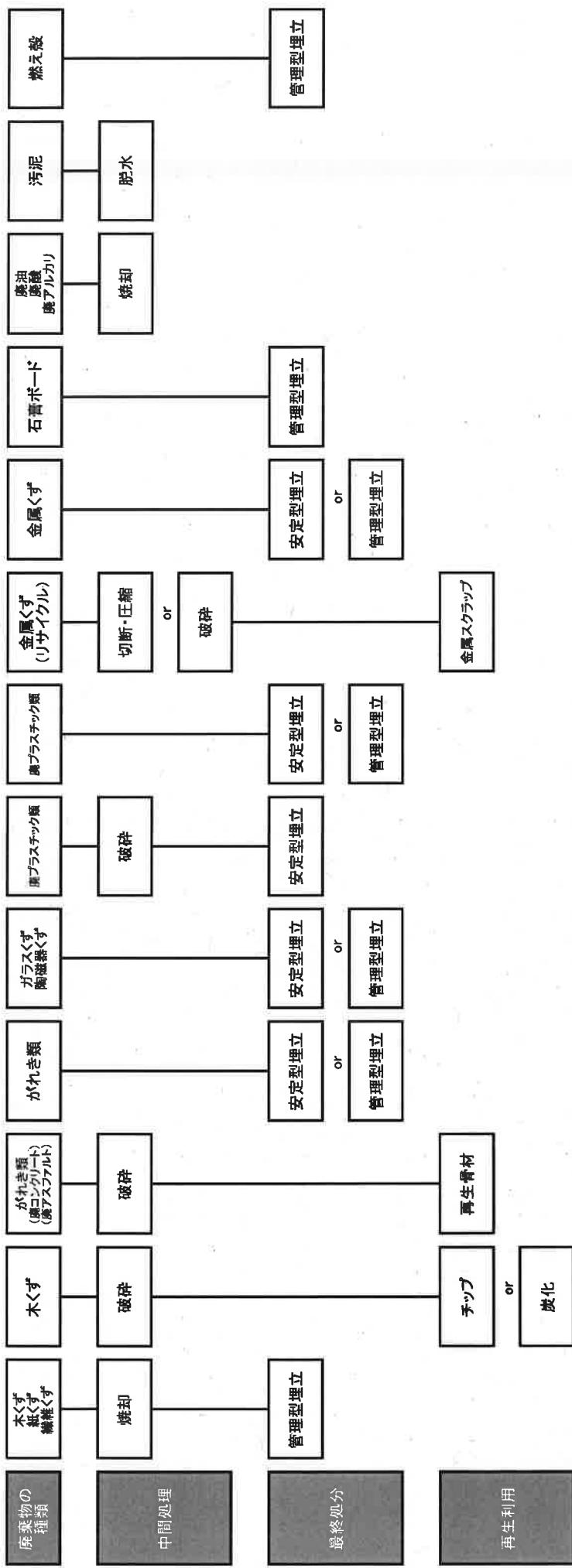
(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

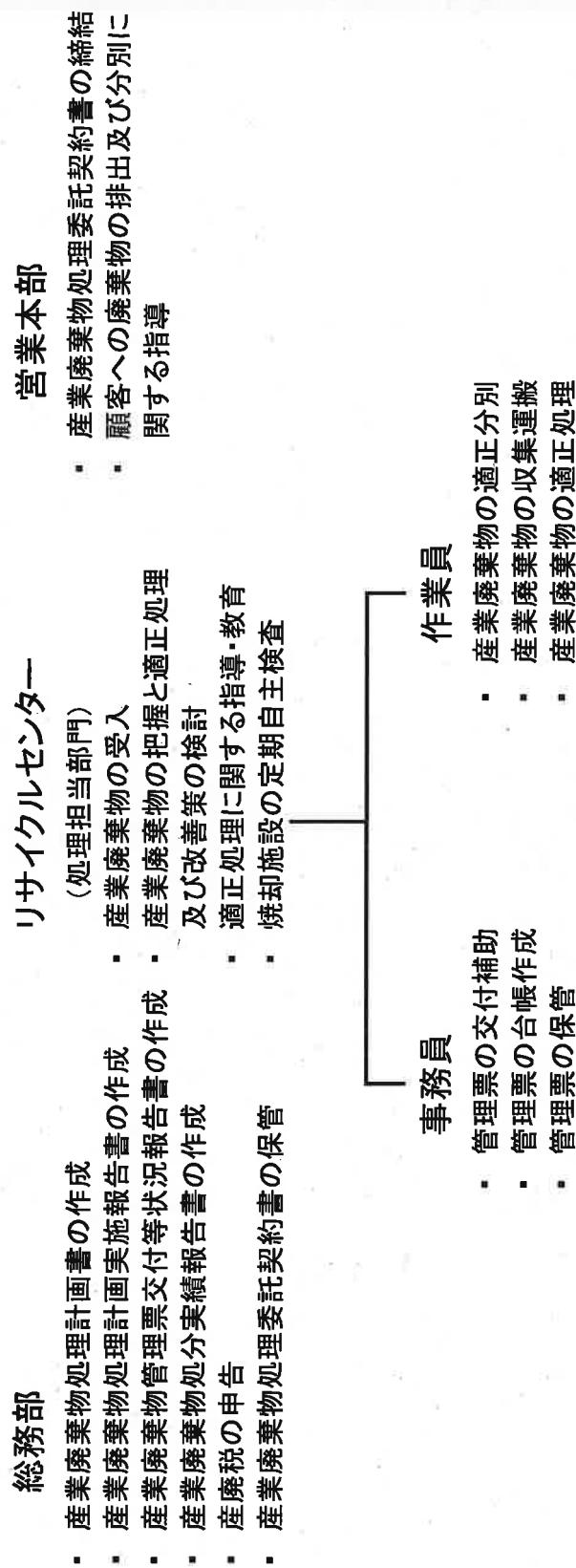
産業廃棄物処理体系

別紙1



# 管理体制図

別紙 2



(第2面)  
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】						
①現状	産業廃棄物の種類	木くず	紙くず	繊維くず	がれき類	ガラス断面鏡くず
	排出量	1539.06	0.15	7.29	1600.67	24.43
【目標】						
②計画	産業廃棄物の種類	木くず	紙くず	繊維くず	がれき類	ガラス断面鏡くず
	排出量					

(第3面)(第3面)  
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】						
現状①現	産業廃棄物の種類	木くず木くず	紙くず紙くず	繊維くず繊維くず	がれき類がれき類	ガラス断面鏡くずガラス断面鏡くず
	産業廃棄物の量	自ら再生利用を行った			779.40	
【目標】						
計画②計	産業廃棄物の種類	木くず木くず	紙くず紙くず	繊維くず繊維くず	がれき類がれき類	ガラス断面鏡くずガラス断面鏡くず
	産業廃棄物の量	自ら再生利用を行つた				

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】						
現状①現	産業廃棄物の種類	木くず木くず	紙くず紙くず	繊維くず繊維くず	がれき類がれき類	ガラス断面鏡くずガラス断面鏡くず
	産業廃棄物の量	自ら中間処理を行つた				
	産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した	326.94	0.15	2.15	
【目標】						
計画②計	産業廃棄物の種類	木くず木くず	紙くず紙くず	繊維くず繊維くず	がれき類がれき類	ガラス断面鏡くずガラス断面鏡くず
	産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量する				

(第4・5面) (第4・5面)  
自ら行う産業障害物の憲立加減は運送扱いを専門とする車両